

日本医療・環境オゾン学会 歯科部会会則

第1章 総 則

第1条 日本医療・環境オゾン学会（以下、本会という）に歯科部会（以下、本部会という）を置く。

2 本部会の英語表記は Dental Section of Japan Society for the Medical & Hygienic Use of Ozone とする

第2章 目的および事業

第2条 本部会は歯学および関連科学におけるオゾンに関する研究の進歩・発展に努めるとともに、その知識・技術の普及を図り、もって国民の口腔衛生の向上および歯科医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) オゾンシンポジウムの開催
- (2) 歯科医師、歯科医療従事者向けセミナーの開催
- (3) その他、本部会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員と役員

第4条 本部会員は、日本医療・環境オゾン学会会員のうち、本部会の目的に賛同する医療従事者および賛助団体とする。

第5条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 事務局長
- (3) 監事

2 部会長は、本会の理事から会長が指名し、理事会で承認された者とする。

3 事務局長は、本部会会員の中から部会長が推薦し、理事会で承認された者とする。

4 会計は、本部会会員の中から部会長が推薦し、理事会で承認された者とする。

5 監事は、本部会会員の中から部会長が推薦し、理事会で承認された者とする。

6 役員の任期は4年とし再任を妨げない。

第4章 事務局および運営費

第6条 本部会の事務局は第5条にしたがって部会長が推薦し、理事会が承認した事務局長と協議のうえ、部会長が定める。

第7条 本部会は、本会から助成される活動費、研修会等での企業展示費および寄付金によって運営する。

2 その会計は、第5条によって定める。

第5章 会 議

第8条 部会会議は部会長が招集し、毎年1回以上開催する。

2 部会会議では次の事項について議決又は承認する。

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画および予算
- (3) 部会則の変更
- (4) その他、部会の運営に関する事項

第6章 認定医制度

第9条 本部会に認定医制度を設ける。

2 認定医制度規則を別に定める。

本会則は、平成29年4月16日から施行する。